

新潟市巻郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 38 号

新潟市巻郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市巻郷土資料館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（観覧料等の納付期日の決定）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項ただし書」を「条例第 8 条の 2 ただし書」に、「特別観覧料の納付期日」を「観覧料等（観覧料及び特別観覧料をいう。以下同じ。）の納付期日」に、「特別観覧料納付期日決定申請書」を「納付期日決定申請書」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「特別観覧料納付期日決定申請書」を「申請書」に、「特別観覧料納付期日決定通知書」を「納付期日決定通知書」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条の見出し及び同条第 1 項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第 2 項中「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除申請書」を「免除申請書」に改め、同項ただし書中「1 の項」を「6 の項」に改め、同条第 3 項中「特別観覧料免除申請書」を「申請書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除決定通知書」を「免除決定通知書」に改め、同条第 4 項中「療育手帳を」の次に「、同表 5 の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加え、「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第 2 項中「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付申請書」を「還付申請書」に改め、同条第 3 項中「特別観覧料還付申請書」を「申請書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付決定通知書」を「還付決定通知書」に改める。

別表中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同表１の項中「特別支援学校」の次に「（小学部又は中学部に限る。）」を加え、「又は生徒が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に」を「、生徒又はこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として」に改め、同表３の項中「同条第２６項」を「同条第２８項」に改め、「医療法」の次に「（昭和２３年法律第２０５号）」を加え、同表４の項中「第６条第３号」を「第６条第３項」に改め、同表中５の項を７の項とし、４の項の次に次の２項を加える。

５	市長が別に定める者が観覧することが資料館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
６	国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する文化の日に観覧する場合	全額

別記様式第１号及び別記様式第３号中「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第４号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料納付期日決定申請書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等納付期日決定申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第５号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料納付期日決定通知書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等納付期日決定通知書」に改める。

別記様式第６号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料免除申請書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等免除申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料の内訳」を「観覧料等の内訳」に、

「☐ 規則別表 １該当 ３該当」を「☐ 規則別表 該当」に改め、

「☐ その他（ ）」を削り、「特別観覧料を」を「観覧料等を」に改める。

別記様式第７号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料免除決定通知書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等免除決定通知書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、

「特別観覧料の内訳」を「観覧料等の内訳」に、

「☐ 規則別表 1 該当 3 該当」を「☐ 規則別表 該当」に改め、

「☐ その他（ ）」を削る。

別記様式第8号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料還付申請書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等還付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に改める。

別記様式第9号中「新潟市巻郷土資料館特別観覧料還付決定通知書」を「新潟市巻郷土資料館観覧料等還付決定通知書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。